

同和对策大学奨学金等の交付

申請をされるみなさんへ

昭和58年3月

京都市同和对策室

このたび進学進級をむかえるみなさんには新たな希望と決意に燃えておられることと思います。

さて、昨年は、水平社創立60周年の年でありましたが、今回みなさんが申請される同和对策奨学金もみなさんの先輩方がさまざまな労苦の中で差別のない明るい社会の実現のために努力されてきたたまものであります。

ところで、みなさんも御存知のように同和問題のすみやかな解決を図るため、昭和44年「同和对策事業特別措置法」が制定され、いろいろな施策が進められてきたところでありますが、昨年3月に期限切れとなり新たに「地域改善対策特別措置法」が施行されました。

その中で、大学奨学金の制度も変わりました、昨年新入学された方達からは国の制度が貸付となりました。

このことは、奨学金制度の意義と役割に照らし極めて残念であります。この状況の中で、みなさんが将来のことで心配なく勉学に励み、社会に巣立っていただくために京都市の立場で援助できる方法を鋭意検討しておりましたが、このたび新たに（卒業の時点で国の制度による返還免除と）京都市独自の援護給付を併用し、今までの奨学金給付制度から後退させないようにいたしました。

今後、京都市におきましても他自治体と力を合わせ、国の制度の改善にむけて働きかけてまいります。どうかみなさん方におかれましても、諸事情を理解いただくとともに、この制度を活用して自らの資質を一層高め、自主自立の精神にみちた心身ともに健全な社会人として成長されることはもとより、差別のない明るい社会の実現を目指して、共通の願いを持つ多くの仲間と連帯し、積極的な努力を重ねられるようお願いいたします。

京都市地域改善対策奨学金等のしおり

高 校
大 学 入学生（新規申請者）のみなさんへ

平成13年3月
京都市文化市民局

京都市では、長年にわたる差別の結果、世帯の所得、就労等の生活実態から高校、大学等に就学することが困難であると認められる方に、勉学に専念し、必要な知識を身に付け、将来の生活の安定を図るとともに、自ら同和問題の解決に積極的に寄与していただくことを目的として奨学金制度を設けております。

この制度において、国の所得基準以下の方については、奨学金を、奨学金の貸与が受けられない方で本市の所得基準以下の方については、京都市独自に設けた就学奨励金を貸与致します。

また、貸付金の返還に当たっては、返還免除制度の活用や自立促進援助事業の実施により、奨学金の貸与を受けた方に負担がかからないようにしております。

つきましては、奨学金等の申請に当たっては、下記の事項に注意して、必要な書類を提出してください。

記

1 対象となる人

次の各号のすべてに該当する人です。

- (1) 学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む）、高等専門学校、短期大学又は大学に在学している人
- (2) 市内の同和地区に居住し、世帯の所得が日本育英会の定める所得基準（国基準）以下の人又は世帯の所得、就労等の生活実態から就学が困難であると認められる人（本市基準）
- (3) 健康で学習状態が良好な人
- (4) 京都市教育扶助資金の給付を受けていない人
- (5) 日本育英会奨学金又は、母子・寡婦福祉修学資金の貸与を受けていない人

※ 所得判定を行っていない方は、次の書類が必要となります。

- ① 適用申請書
- ② 世帯員全員の住民票又はその写し（申請日前3箇月以内のもの。）
- ③ 世帯員全員の平成11年中1年間の市・府民税所得証明書又はその写し（18歳未満の人又は就学者は除く。ただし、18歳未満の人又は就学者であっても収入のある人は、証明が必要です。）又は生活保護受給証明書

2 奨学金の種類と受けられる人

奨学金には次の2種類があります。

- (1) 奨 学 金 (国制度) : 国基準以下の人
 - (2) 就学奨励金 (市制度) : 国基準を超える人でかつ本市基準以下の人
- 注 奨学金及び就学奨励金の貸与金額は同じです。

3 申 請 手 続

次の書類を隣保館へ、大学入学の方は平成13年3月30日(金)までに、
高校入学の方は平成13年4月6日(金)までに提出してください。

- (1) 奨学金貸与申請書又は就学奨励金貸与申請書
- (2) 合格通知書又は在学証明書
- (3) 年間の学校納付金を証明するに足る書類
- (4) 依頼状
- (5) 誓約書

注 必要に応じて学業成績証明書、健康診断書を提出していただくことがあります。

4 貸 与 金 額

月額90,000円以内

入学金等の入学一時金を除く学校納付金(授業料、校費、施設費、維持費等)の年額を基礎として算定します。

5 貸 与 の 停 止 ・ 廃 止

奨学生又は就学奨励生が次の項目のいずれかに該当する場合は、奨学金又は就学奨励金の貸与を停止又は廃止します。

- (1) 休学したとき。
- (2) 病気、けが等のため就学の見込みがないと認められるとき。
- (3) 学業成績又は就学態度が不良と認められるとき。
- (4) 奨学金又は就学奨励金の貸与を受ける資格がなくなったとき。

6 届 出 事 項

次の場合は、直ちに隣保館へ届け出てください。

- (1) 奨学生又は就学奨励生が休学、転学、退学又は復学したとき。
- (2) 奨学生又は就学奨励生及び扶養者の収入、氏名、住所に異動があったとき。

7 そ の 他

申請手続その他で不明な点があれば、隣保館へ御相談ください。

地域改善対策奨学金貸与申請書

(あて先) 京 都 市 長		〇 年 3 月 31 日					
住 所 〇 〇 区 〇 〇 〇 〇		氏名(記名押印又は署名) 京都太郎 昭和〇年〇月〇日生					
京都市地域改善対策奨学金貸与規則第4条の規定により奨学金の貸与申請します。							
申 請 者	在学中又は 入学予定の 学校	学 校 名 学部、学科	☐ 高 等 学 校 ☐ 中等教育学校 ☐ 盲 学 校 ☐ ろ う 学 校 ☐ 養 護 学 校 ☐ 高等専門学校				
		学 年 等	☐ 短期大学 学部 〇 〇 学科 〇 〇 ☒ 大 学				
		入学の時期	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☒ 1 部 ☐ 2 部 ☐ 通 信				
		他の奨学金の受給の有無	☐ 有 () ☒ 無				
扶 養 者	住 所	〇 〇 区 〇 〇 〇 〇					
	氏 名	京都一郎					
家 族 の 状 況	就学者以外の家族	氏 名	姓 名	年齢	勤務先の名称及び所在地	月 収 額	
		京都一郎	父	48 歳	(株)〇〇〇(上京区〇〇)	30 万 円	
		〃 花子	母	45	左京区役所	25 万	
		〃 マツ	祖母	81	無 職		
	就学者	氏 名	姓 名	年齢	学 校 名	設置者の区分	通学の区分
		京都太郎	本人	18 歳	〇 〇 〇 高校	☐ 国立 ☒ 公立 ☐ 私立	☒ 自宅 ☐ 自宅外
		〃 二郎	弟	16	〇 〇 商校	☐ 国立 ☐ 公立 ☒ 私立	☒ 自宅 ☐ 自宅外
		〃 春子	妹	10	〇 〇 小学校	☐ 国立 ☒ 公立 ☐ 私立	☒ 自宅 ☐ 自宅外
	家族の人数		6 人		月収額の合計		55 万 円
特 別 の 事 情	障害者の有無	☒ 有 (京都二郎〇〇〇に55〇〇〇障害3級) ☐ 無					
	長期療養者の有無	☐ 有 () ☐ 無					
	主たる家計支持者の 別居の有無	☐ 有 () ☐ 無					
	火災、風水害、盗難 等の被害の有無	☐ 有 () ☐ 無					
保 証 人	住 所	〇 〇 区 〇 〇 〇 〇					
	氏名(記名押印又は署名)	京都一郎	生年月日	昭和 〇 年 〇 月 〇 日			
	職 業	会社員	月 収 額	30 万 円	申請者との関係	父	
申 請 の 理 由	祖母が病弱なため、医療費ばかり、学費等の負担が困難ですので、奨学金の貸与を申請します。						

注1 該当する□には、√印を記入してください。

注2 他の奨学金の受給の有無の欄の()内には、受給している奨学金の名称、金額等を記入してください。

注3 特別の事情の欄の()内には、該当者の氏名、該当事由の内容等必要な事項を記入してください。

依頼状

京都市文化市民局人権文化推進部長を私の代理人と定め、京都市
地域改善対策奨学金貸与規則に基づく奨学金の貸与申請又は京都市
地域改善対策就学奨励金貸与要綱に基づく就学奨励金の貸与申請に
関する行為を依頼します。

○年 3月 31日

申請者住所 ○○区○○○○

申請者氏名 京都 太郎



世帯主住所 ○○区○○○○

世帯主氏名 京都 一郎



誓 約 書

(記入不要)

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
---------------	-------

貸与決定の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
本 人	住 所 〇〇区〇〇〇〇〇	氏 名 京都 太郎	
	京都市地域改善対策奨学金貸与規則の規定を誠実に遵守し、奨学金の返還の 事由が生じた場合には、遅滞なく返還いたします。		
保 証 人	住 所 〇〇区〇〇〇〇〇	氏 名 京都 一郎	
	奨学金の返還の債務を本人と連帯して負います。		

京都市地域改善対策奨学金等のしおり

高 校
大 学
在 学 生（継続申請者）のみなさんへ

平成13年3月

京都市文化市民局

京都市では、長年にわたる差別の結果、世帯の所得、就労等の生活実態から高校、大学等に就学することが困難であると認められる方に、勉学に専念し、必要な知識を身に付け、将来の生活の安定を図るとともに、自ら同和問題の解決に積極的に寄与していただくことを目的として奨学金制度を設けております。

現在、奨学金又は就学奨励金の貸与を受けておられる方で、来年度も継続して奨学金又は就学奨励金の貸与を受けられる方につきましては、学校納付金の額、住所、世帯構成員等の変動の確認を行うために、書類の提出等の手続が必要となります。

つきましては、下記の事項に注意して、貸与継続の申請を行ってください。

記

1 申 請 手 続

次の書類を平成13年4月13日（金）までに隣保館へ提出してください。

- (1) 家庭状況報告書又は就学奨励生家庭状況報告書
- (2) 在学証明書
- (3) 年間の学校納付金を証明するに足る書類

注 必要に応じて、収入を得ている人の所得を証する書類等、生活保護受給証明書、学業成績証明書又は健康診断書を提出していただくことがあります。

2 貸 与 金 額

月額90,000円以内

入学金等の入学一時金を除く学校納付金（授業料、校費、施設費、維持費等）の年額を基礎として算定します。

3 貸 与 の 停 止 ・ 廃 止

奨学生又は就学奨励生が次の項目のいずれかに該当する場合は、奨学金又は就学奨励金の貸与を停止又は廃止します。

- （１）休学したとき。
- （２）病気、けが等のため就学の見込みがないと認められるとき。
- （３）学業成績又は就学態度が不良と認められるとき。
- （４）奨学金又は就学奨励金の貸与を受ける資格がなくなったとき。

4 届 出 事 項

次の場合は、直ちに隣保館へ届け出てください。

- （１）奨学生又は就学奨励生が休学、転学、退学又は復学したとき。
- （２）奨学生又は就学奨励生及び扶養者の収入、氏名、住所に異動があったとき。

5 そ の 他

申請手続その他で不明な点があれば、隣保館へ御相談ください。

家庭状況報告書

(あて先) 京都市長		○年 3月 28日	
住 所 ○○区○○○○○		氏 名 山城 太郎 昭和○年 ○月 ○日生	

家 族 の 状 況	就 学 者 以 外 の 家 族	氏 名	続 柄	年 齢	勤務先の名称及び所在地		月 収 額
		山城 一郎	父	48 ^歳	△△商店(○○区○○)		25万 ^円
		〃 花子	母	45	無 職		
	就 学 者	氏 名	続 柄	年 齢	学 校 名	設置者の区分	通学の区分
		山城 太郎	本人	21 ^歳	○○大学 ○部 2年生	☐ 国立 ☐ 公立 ☒ 私立	☒ 自宅 ☐ 自宅外
		〃 二郎	弟	14	○○中学校	☐ 国立 ☒ 公立 ☐ 私立	☒ 自宅 ☐ 自宅外
					☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立	☐ 自宅 ☐ 自宅外	
					☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立	☐ 自宅 ☐ 自宅外	
家 族 の 人 数			4 人	月 収 額 の 合 計		25万 円	
特 別 の 事 情	障 害 者 の 有 無		☐ 有 () ☒ 無				
	長 期 療 養 者 の 有 無		☐ 有 () ☒ 無				
	主たる家計支持者の 別居の有無		☐ 有 () ☒ 無				
	火災、風水害、盗難 等の被害の有無		☐ 有 () ☒ 無				

注 1 該当する□には、✓印を記入してください。

2 特別の事情の欄の()内には、該当者の氏名、該当事由の内容等必要な事項を記入してください。